

第4回環境担当者研修会質疑応答

甲賀会場

平成22年9月14日(火)

甲賀合同庁舎4A会議室

廃棄物処理法の概要及び改正点

Q1：廃棄物の該当性の判断について、資料P8の①～⑤により総合的に判断すると説明があったが、判断するのは排出事業者か？

A1：そのとおり。ただし、排出事業者が有価物と判断しても、行政は、排出物に利用価値が無く廃棄物であると判断することもある。

総合的に判断する中で、一番参考となるのは有価物の判断だが、金の流れがあっても、本当に売り物になるのか、という議論もある。安全を見込んで判断していただきたい。

Q2：法改正について、従業員が不法投棄を行った場合、事業主である法人に罰金が課せられるとのことだが、従業員が事業所の廃棄物と関連のないものを不法投棄した場合にも罰則の対象となるのか？

A2：事業所が管理する廃棄物以外のものは、法人が罰せられることはないと思われる。

PCB廃棄物の適正な処理について

Q3：処分費の中小企業向け割引制度は、どこに資料があるのか？また、PCBの廃棄手続きについて問い合わせても、今後の進捗見込はわからないと回答される。県では、進捗状況等について情報をもっているのか？

A3：割引制度については、JESCOのHPに記載されているので確認いただきたい。補助制度の基準は、法人に限らず個人事業者も対象となり、業種や従業員数等により定められている。申込もJESCOが窓口となるので確認していただきたい。

廃棄処分の状況については、JESCOは株式会社であり、民間企業であるので、情報が伝わってこない。ただし、処分時期がある程度定まれば情報提供がある見込みだ。

Q4：少量保管事業者に対する合同説明会は、JESCOが対象企業を抽出して連絡してくるのか？企業としては連絡を待つしかないのか？

A4：登録した業者順に連絡される。保管事業者としては待つしかない。なお、近畿二府四県では処理時期がそれぞれ決まっており、滋賀県は7～9月、うち8月はJESCOのメンテナンスがあるので2箇月が滋賀県の対象月である。少量保管事業者には、処理の2月前から搬入順番の連絡がなされることとなる。

Q5：高濃度PCBの処理が進んでいる一方、微量PCBは進んでいないということだが、安定器のような低圧機器の処理状況はどうなっているのか？

A5：JESCOの5箇所の処理場は、それぞれ取扱い品目が異なっており、大阪事業場は品目数が少なく、現状では対応できていない。今後取扱い品目を広げられると思う。県としても環境省に要望しているが、施設整備は地元調整の問題もあり、容易には進捗しない。各事業者においては、対象機器の適正保管をお願いしたい。

Q6：JESCOでの処理後に県への報告はどのようにすればよいか？

A6：毎年6月末の保管状況等の届出において行う。今年度に処理した場合、来年度の届出の際に記入欄があるので、処理した旨を記入していただきたい。それ以降は報告不要となる。

(補足事項)

PCBの説明の中で、PCB 0.5 ppm 以下のものは一般的な廃棄物として処理してよいとあったが、対象となるのは高圧トランス等廃重電機器のみであるので注意していただきたい。

南部会場

平成22年9月17日(金)

ライズヴィル都賀山

廃棄物処理法の概要及び改正点

- Q7：廃棄物処理法の法改正について、公布が今年5月19日で公布日から1年以内の施行ということだったが、このうち罰則の強化(1億→3億)については今年度6月に施行されているのではないかと？
- A7：罰則については附則で公布日から20日後に施行するとなっており、本年度6月8日から施行されている。
- Q8：委託契約書に記載すべき事項に関し、クリーンセンター滋賀の指定の契約書様式には、全ての必要項目が入っていないのではないかと？他のところの契約書は5～6枚程度になるが、クリーンセンターの契約書は2枚くらいしかない。県として確認しているのか？
- A8：県の関与する処分場であり、本庁から指導確認等行われていると思うが、甲賀管内の処分業者として当課でも一度確認しておく。
- Q9：法改正で、多量排出事業者処理計画の様式が変わる予定との説明があったが、いつから施行されるのか？
- A9：現在、国が公表している情報では、施行時期までは示されていない。いつから施行となっても対応できるように準備はしておいてほしいと思う。

PCB廃棄物の適正な処理について

- Q10：PCB保管の毎年の報告義務について、写真の添付が求められているが、非常に重たいものなので、容器から出して撮るのが良いのか悩んでいる。
- A10：容器に入れたままで写真を撮っていただいた方が良い。無理に取り出して、飛散・流出し、汚染が拡がっても困る。行政として確認が必要なら立入検査もできるので、無理に写真を撮っていただく必要はない。
- Q11：PCB処理について既に登録済みだが、いつ頃の処理になるか、はっきりしない。運搬委託も高くつくとのことだが、どのようにすればいいか？
- A11：保管は行政が監視・指導しているが処理についてはJESCOに一任しており、JESCOに問い合わせしてほしい。